

議案第94号

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年小松島市条例第36号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「

農業委員会	会長	月額	16,700	
	副会長	〃	14,300	
	部会長	〃	14,300	
	副部会長	〃	11,900	
	委員	〃	11,000	

」を

「

農業委員会	会長	月額	16,700	
	副会長	〃	14,300	
	委員	〃	11,000	
	農地利用 最適化推 進委員	〃	11,000	

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。